

Information 復興企画課

太陽光発電設備などの設置費用一部補助のお知らせ

福島県と広野町では再生可能エネルギー設備導入および有効活用の推進などのため、住宅用に太陽光発電設備などを設置した方に対して、設置費用の一部を補助します。詳しくは、各ホームページをご確認ください。

福島県住宅用太陽光発電設備など設置補助金

- ①太陽光発電システム（最大16万円）
- ②蓄電池システム（最大20万円）もしくはV2Hシステム（最大10万円）

- 申請期限 令和5年3月17日（金）

問 (一財) 福島県再生可能エネルギー推進センター

☎024-526-0070

(<https://fukushima-pv-hojo.org/index.html>)



広野町住宅など用新エネルギーシステム設置費補助金

- ①太陽光発電システム（最大24万円）
- ②太陽熱高度利用システム（最大6万円）
- ③太陽熱利用温水器システム（最大3万円）

- ④ペレットストーブ（最大5万円）
- ⑤蓄電池システム（最大30万円）

- 申請期限 令和5年3月17日（金）

問 広野町 復興企画課 ☎0240-27-1251
(<https://www.town.hirono.fukushima.jp/kurashi/sumai/1001540/1001833.html>)



Information 町民税務課

町税などの納付は、口座振替をご利用ください！

町県民税は6月30日が納期限です

町県民税（1期）の納期限などは、次のとおりです。

- 納期限 令和4年6月30日（木）

- 納付場所 ①あぶくま信用金庫 本・支店
②福島さくら農業協同組合 本・支店
③東邦銀行 本・支店
④いわき信用組合 本・支店
⑤ゆうちょ銀行 東北6県の各支店
⑥福島銀行 本・支店
⑦大東銀行 本・支店

⑧広野町役場 出納室

⑨コンビニエンスストア

- 口座振替日 あぶくま信用金庫

令和4年6月30日（木）

その他の金融機関

令和4年6月28日（火）

※口座振替については、振替日前に口座残高のご確認をお願いします。

問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

ひろのどこでもe-Booksをご存知ですか？

広野町が発行している「広報ひろの」や「広野町ガイドブック」、「議会だより」、「東日本大震災の記録」などをパソコンやタブレット端末で見ることができます。



「ひろのどこでもe-Books」を検索

広野町ホームページで情報をいち早くお伝えします！

広野町から「お知らせ」や「まちの話題」、「イベント」などの情報をいち早くお伝えしています。ぜひご確認ください。



「広野町」を検索

Information 総務課

大学卒程度・短大卒程度・高専卒程度・資格免許職広野町職員採用候補者試験のお知らせ

●採用予定日

令和4年度11月採用職員：令和4年11月1日

令和5年度採用職員：令和5年4月1日

●職種

(1)大学卒程度：①行政、②土木 (2)短大・高専卒程度:土木、(3)資格免許職：保育士※幼稚園教諭一種または二種免許取得者

採用予定人員 (1)～(3)：若干名

●受験資格

(1)～(3)：昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人。または令和5年3月までに卒業見込みの人。学歴不問

欠格事由は「広野町職員採用候補者試験のお知らせ（募集要項）」で確認してください。

●試験方法

第1次試験は教養試験（筆記）、専門試験（筆記）と事務適性検査・一般性格診断検査・職場適応性検査

査。第2次試験は第1次試験合格者に対して個別面接と小論文による試験

●第1次試験の期日

令和4年7月10日（日）

●第1次試験の場所

(1)～(3)：福島大学（福島市金谷川1番地）

●申し込み方法

申込用紙を令和4年6月10日（金）までに直接（開庁日時内）または郵送（6月10日の郵便局の消印があるものまで）で広野町総務課庶務係（〒979-0402福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35番地）へ。募集要項と申込用紙は総務課窓口か郵送請求（120円切手を貼った返信用封筒（角型2号。職種と「申込用紙請求」の文言を朱書きすること）同封）で入手可能。

問 広野町 総務課 庶務係 ☎0240-27-2111

Information 健康福祉課

原子力災害被災地域における医療・介護保険料など減免措置に係る令和5年度以降の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険などの一部負担金や保険料（税）の免除措置について、一定以上所得者を除き継続されております。

減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に閣議決定された「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針において、「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切に見直しを行う」とことされております。

この閣議決定を踏まえた国の方針に基づき、令和5年度以降の取扱いは次のとおりとなります。

皆さまのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 平成23年3月11日時点で広野町に住民票があった方（または世帯）（※）

※平成26年度までに避難指示などが解除された地域

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の保険料（税）

令和4年度まで・・・全額減免

令和5年度・・・1／2減免

令和6年度以降・・・減免終了

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の一部負担金（利用者負担）

令和7年2月末まで・・・免除継続

令和7年3月1日以降・・・免除終了

なお、平成23年3月11日時点で平成27年度以降に避難指示などが解除された地域に住民票があった方は、減免措置の終了時期が上記以降となります。詳しくは、平成23年3月11日時点で住民票のあった自治体へお問合せください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113